

重度心身障害者医療費助成の請求について

医療費を助成することにより、重度心身障害者の経済的負担を軽減し、福祉の増進を図ることを目的としている制度です。

受給資格をお持ちで医療費請求をされていない方は、請求手続きをしてください。

- 対象／・身体障害者手帳1～3級の方
 - ・療育手帳(みどりの手帳)Ⓐ、A、Bの方
 - ・65歳以上で後期高齢者医療の障害認定を受けている方
- 持ち物／医療費請求書(福祉健康課でお渡ししています)
医療費領収書(65歳以上で後期高齢者医療の障害認定を受けている方は、必要ありません。)
- 請求／障害福祉担当へ。

平成20年度福祉タクシー利用券を交付します

- 対象／・身体障害者手帳1～3級、4級(下肢のみ)の方
 - ・療育手帳(みどりの手帳)Ⓐ、A、Bの方
- 助成内容／福祉タクシー利用券 初乗り料金分×12枚(月1枚)
- 持ち物／障害者手帳、印かん
- 申込み／4月3日(木)から障害福祉担当へ。

企画財政課・まちづくり整備課のお知らせ

公的資金補償金免除繰上償還に係る財政健全化計画及び公営企業経営健全化計画について

1. 補償金免除繰上償還制度の概要

過去に借り入れた高金利地方債の公債費負担を軽減するため、平成19年度から3年間で金利5%以上の財政融資資金等公的資金を補償金なしで繰上償還を行い、その財源として民間資金による借換債を発行することができることになりました。

当該繰上償還を実施するためには、行政改革、経費節減に関する計画を策定し、具体策を提示しなければならないこととされています。

2. 計画期間 平成19年度～平成23年度

3. 改善額の概要

歳入増加額と歳出削減額の合計額を「改善額」とみなし、補償金免除額が改善額を超えない範囲で、繰上償還が認められることとなります。

①財政健全化計画

項目	改善額(千円)
職員数削減等による歳出削減	673,000
行政管理経費の削減	207,000
合計	880,000

②公営企業経営健全化計画

注) 計画前5年間(平成14年度～18年度)に実施した対策による改善額も計画期間中に計上することが可能となっています。

項目	改善額(千円)
平成17年度の使用料改定、22年度の使用料改定検討に伴う歳入増	101,164
土地使用料	5
職員数削減等による歳出削減	120,555
合計	221,724